

議案第18号

鯖江市情報公開条例および鯖江市個人情報保護条例の一部改正について

鯖江市情報公開条例および鯖江市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市情報公開条例および鯖江市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(鯖江市情報公開条例の一部改正)

第1条 鯖江市情報公開条例（平成10年鯖江市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

(鯖江市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鯖江市個人情報保護条例（平成10年鯖江市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の2中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第2条第2項」に改め、同条第8号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。